

鳥取市個人市県民税の減免事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市税条例（以下「条例」という。）第33条の10に規定する市民税の減免のうち、個人市民税の減免に係る事務処理に必要な事項を定める。なお、個人県民税の減免についても、地方税法第45条の規定に基づき、本要領を準用するものとする。

(定義)

第2条 次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者に準ずると認められる者
次のイからニの全ての項目に該当する者をいう。

イ 廃業若しくは休業、疾病、失業等（ただし、自己の都合及び定年による場合を除く。）により生活が著しく困難で、当該年度の前年及び当該年度の初日が属する年の合計所得金額（当該年度の初日が属する年は見込額）が、別表1の該当する区分の基準以下であり、かつ前年からの合計所得金額の減少率が30%以上である。この場合の当該年度の初日が属する年の合計所得金額は、減免の申請月の前4か月分の収入（課税所得に係る収入、非課税年金、雇用保険収入、健康保険による傷病手当金及び児童手当等の収入の合計額をいう。）を3倍した額を基に算定するものとする。

ロ 預貯金等金融資産（普通預金、財形貯蓄預金、定期預金、生命保険の契約者貸付制度における借入可能額、学資保険の契約者貸付制度における貸付可能額、株式・出資金、社債・国債等の債権及びこれらに準ずる現金化できる資産をいう。）の合計額が、別表1の該当する区分の基準以下である。なお、預貯金等金融資産の合計額は、生計を一にする世帯員全員の申請日時点における預貯金等の金融資産を合計した額とする。

ハ 居住用又は事業用以外の不動産を有していない。

ニ 減免の申請月から起算して5か月前の月の末日までに納期が到来した市税について、滞納がない。ただし、連続した納期の税額について、繰り返し減免申請する場合は、最初に減免申請を行った月から起算して5か月前の月の末日までに納期が到来した市税とする。

(2) 学生及び生徒 申請日時点で所得税法施行令第11条の3に規定する各種学校又は専修学校（以下「対象学校」という。）に在学し、次のイからハの全ての項目に該当する者をいう。

イ 生計維持者及び生計維持者と生計を一にする世帯員（当該学生及び生徒を除く。）のそれぞれの前年度の市町村民税において、所得割税額が課税されていない。なお、生計維持者とは、学生及び生徒の学費及び生活費を負担している者をいい、生計維持者が複数いる場合は、当該負担額が最も大きい者を生計維持者とみなす。

ロ 当該年度の初日が属する年の収入見込額から、当該年において対象学校へ納める学費（入学金、授業料、施設利用費等、対象学校で就学するために必要となる経費の合計額をいい、予定を含む。）を除いた金額を基に算定した合計所得金額が75万円以下である。

ハ 申請日時点で休学等の事情により就学を中断していない。

(3) 合計所得金額 当該年度に適用される合計所得計算の例により算出された金額をいう。

(請書類等)

第3条 個人市民税の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）が、条例第33条の10第1項第1号から第3号まで、及び第5号のいずれかに該当し、同条第2項に規定する申請書（以下「減免申請書」という。）を提出した場合には、この要領に基づき当該減免の可否を判断する。

2 減免申請者は、減免申請書の提出と合わせて、別表2の第1欄に掲げる区分につき、第2欄に掲げる書類を提出しなければならない。

(減免対象税額)

第4条 減免の対象となる税額は、別表3の左欄に掲げる区分につき、右欄に掲げる額とする。なお、減免申請書提出時点において納付されている税額については、減免の対象としないこととする。

(減免割合等)

第5条 第3条第1項の規定に基づき、減免を行うことを判断した場合の減免割合は、別表4の左欄に掲げる区分につき、右欄に掲げる割合とする。

2 減免額は、減免対象税額に減免割合を乗じて得た額とし、当該額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げる。

(減免事由消滅に係る申告に対する減免の取り扱い等)

第6条 条例第33条の10第3項に規定する申告（以下「事由消滅申告」という。）のほか、第2条第1項第2号ロに規定する要件に該当し減免を受けた者は、その要件に該当しないことが確定した場合、直ちにその旨を申告（以下「対象外確定申告」という。）しなければならない。

2 事由消滅申告があったときは、その事由が消滅した日において納期限が到来していない期別分の減免を取り消すものとする。

3 対象外確定申告があったときは、遡って減免を取り消すものとする。

(虚偽の申請等に対する取り扱い等)

第7条 虚偽の申請その他不正な方法により減免を受けたと認められる場合は、その者の減免を取り消すものとする。

2 前項の規定により減免を取り消された者は、取り消された日から3年経過する日の翌日まで、新たに減免の申請を行うことができない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。
(鳥取市個人市民税減免取扱要綱の廃止)
- 2 鳥取市個人市民税減免取扱要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表1 減免の対象となる所得等の基準（第2条関係）

区分	同一生計配偶者及び扶養親族の数				
	無し	1人	2人	3人	4人
前年の合計所得金額 （給与相当金額）	140万円以下 （211万5,999円以下）	226万円以下 （334万3,999円以下）	297万円以下 （426万3,999円以下）	380万円以下 （530万3,999円以下）	430万円以下 （592万7,999円以下）
当年の合計所得金額の見込 （給与相当金額）	51万2,999円以下 （106万2,999円以下）	110万800円以下 （167万1,999円以下）	140万9,600円以下 （213万1,999円以下）	177万3,600円以下 （265万1,999円以下）	199万2,000円以下 （296万3,999円以下）
預貯金等金融資産	60万円以下	87万円以下	114万円以下	141万円以下	168万円以下

（注1）同一生計配偶者および扶養親族の人数が5人以上の場合は、1人につき35万円を加算した合計所得金額以下及び1人につき27万円を加算した預貯金等金融資産以下となります。

別表2 審査書類（第3条関係）

条例第33条の10第1項第1号	生活保護受給証明書	申請日時点での生活保護受給確認とその扶助内容が確認できること。
条例第33条の10第1項第2号	① 失業状態を確認する書類	離職日・離職理由及び求職活動を行っていることが確認できること。
	② 申請世帯の当年の収入（見込）及び必要経費を確認する書類	申請月前4ヵ月の間に受領した給与、年金、非課税年金、雇用保険収入、健康保険による傷病手当金及び児童手当等の金額が確認できること。 申請月前4ヵ月の間の営業・農業・その他雑所得に係る収入及び必要経費が確認できること。
	③ 申請世帯の生計を一にするそれぞれの世帯員の預貯金等金融資産の額を確認する書類	申請日現在の預入残高および申請日現在において解約した場合に支払を受けることができる既経過利子の額が確認できること。 生命保険及び学資保険に係る契約者貸付制度による最新の借入可能額が確認できること。
条例第33条の10第1項第3号	① 学生証又はその他在学を証明する書類	申請日時点での学生の身分であることが確認できること。
	② 申請者の当年の収入見込みを確認する書類	申請月前4ヵ月の間に受領した給与、年金及び非課税所得の金額が確認できる又は、申請者による収入見込みの金額を確認できること。
	③ 年間学費の分かる書類	就学対象の各種学校及び各種専修学校に納入済み又は納入予定である年間の学費の金額が確認できること。
	④ 生計維持世帯のそれぞれの世帯員の市町村民税の所得割額がゼロであることがわかる書類（鳥取市以外で課税の場合）	申請者を除く生計維持世帯員に対して、申請日から直近の日付で送達された前年度分納税通知書又は、世帯員分の前年度分課税証明書で前年度分課税内容が確認できること。
条例第33条の10第1項第5号	特別な事由に応じて判断する書類	特別な事由の原因、期間、今後の対応などが確認できること。

（注1）預貯金等金融資産の額を確認する書類は借入可能額及び預金残高が見込めない場合でも確認すること。

別表3 減免対象税額（第4条関係）

条例第33条の10第1項第1号	減免申請後に納期が到来する均等割額及び所得割額の合計額
条例第33条の10第1項第3号	
条例第33条の10第1項第2号	減免申請後最初に納期が到来する期の所得割額
条例第33条の10第1項第5号	特別な事由に応じて判断する額

別表4 減免割合（第5条関係）

条例第33条の10第1項第1号		10割
条例第33条の10第1項第3号		
条例第33条の10第1項第2号	前年の合計所得と当該年の合計所得（見込）の減少割合30%以上50%未満の場合	4割
	前年の合計所得と当該年の合計所得（見込）の減少割合50%以上70%未満の場合	7割
	前年の合計所得と当該年の合計所得（見込）の減少割合70%以上の場合	10割
条例第33条の10第1項第5号		特別な事由に応じて判断する割合